

白石市省エネ家電導入促進事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 市は、物価高騰により影響を受ける市民家庭におけるエネルギー費用負担の軽減を図るとともに、併せて地球温暖化対策として温室効果ガス排出量の削減及び市民の熱中症予防をはかり、もって「ゼロカーボンシティ」の実現を目指すため、家庭用省エネ電化製品を導入する者に対し、市内事業者の振興も図りながら予算の範囲内において導入費用の一部を補助するものとし、その交付等に関しては、白石市補助金交付規則（平成17年白石市規則第3号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、家庭用省エネ電化製品（以下「家電製品」という。）とは、日本産業規格（JIS規格）C9901に基づく多段階評価点が3.0以上である家電製品であって、一般消費者が日常生活の用に供するものをいう。

（交付対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、市内に住所を有し、市内の自ら居住するための住宅（店舗、事務所等との兼用も含む。）に、令和9年1月29日までの間に家電製品の購入及び設置を完了した者とする。

（対象世帯の努力義務）

第4条 交付対象者の属する世帯（以下「対象世帯」という。）の世帯員は、白石市が2050年に二酸化炭素排出実質ゼロとなる「ゼロカーボンシティ」の実現を目指していることを理解し、熱中症予防対策としてテレビで暑さ情報を詳しく把握し、エアコンで適切な温度管理し、及び冷蔵庫若しくは冷凍庫で冷やした水分をこまめに補給することに努めるものとする。

（交付対象となる家電製品）

第5条 補助金の交付対象となる家電製品は、エアコン、冷蔵庫若しくは冷凍庫及びテレビとし、日本産業規格（JIS規格）C9901に基づく

多段階評価点の目標年度はエアコンが２０２７年度、テレビが２０２６年度、冷蔵庫及び冷凍庫が２０２１年度とする。

- ２ 補助金の交付対象となる家電製品は、令和８年７月１日から令和９年１月２９日までの期間に、白石市内の店舗及び事業所から購入し、対象世帯で既存機器の買換えにより設置した未使用品であって、インターネット、テレビ等の通信販売により購入したものは除く。ただし、エアコンは令和８年４月１日から令和９年１月２９日までの期間に、既存機器の買換えに加え、新規及び増設して設置したものとする。

（補助対象経費）

第６条 補助対象経費は、対象となる家電製品の購入及び設置に要した経費（消費税及び地方消費税の額を含む）のうち、次に掲げる費用とする。

- （１）本体購入費
- （２）配送費
- （３）設置工事費（設置に必要な部品、付帯設備等の購入費を含む）
- （４）既設機器の撤去費（買換えの場合）
- （５）家電リサイクル料金（買換えの場合）

- ２ 対象となる家電製品の台数は、エアコン、冷蔵庫若しくは冷凍庫及びテレビとし、家電製品ごとに各１台までとする。ただし、同一住所で２世帯以上が居住する住居については、当該住所で家電製品ごとに各１台までとする。

（補助率及び補助金の額）

第７条 補助率は交付対象経費の３分の１以内とし、補助金に１，０００円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

- ２ 補助金の額は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる区分に応じた額を上限とする。

店舗及び事業所の種別	補助限度額
市内店舗、事業所等	５０，０００円
市内量販店・ホームセンター等	２０，０００円

（補助金の交付申請）

第８条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、

交付対象となる家電製品の設置後令和 8 年 7 月 22 日から令和 9 年 1 月 29 日までに、白石市省エネ家電導入促進事業補助金交付申請兼実績報告書（様式第 1 号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- （1）対象となる家電製品の購入者、購入日、製品型番、購入店舗の名称及び所在地、設置に要した費用の内訳等が記載された領収書等の写し
- （2）対象となる家電製品の製造元、購入日、製品型番、購入者の氏名及び住所、購入店舗の名称及び所在地等が記載された保証書等の写し
- （3）既設機器の家電リサイクル券の写し（買換えの場合）
- （4）対象となる家電製品の設置状況が確認できる写真
- （5）補助金振込先口座（申請者本人の名義に限る。）の通帳等の写し
- （6）その他市長が必要と認める書類
（補助金の交付の決定及び額の確定）

第 9 条 市長は、前条の交付申請兼実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定し、補助金の額の確定をするものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金を交付する者と決定し、補助金の額の確定をした者（以下「補助対象者」という。）に対しては、白石市省エネ家電導入促進事業補助金交付決定兼額の確定通知書（様式第 2 号）により、交付しないと決定した者に対しては、白石市省エネ家電導入促進事業補助金不交付決定通知書（様式第 3 号）により、それぞれ申請者に通知するものとする。

3 市長は、補助対象者に対し、速やかに補助金を交付するものとする。
（処分の制限）

第 10 条 補助対象者は減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数の期間内において、補助事業に係る対象となる家電製品を売却、譲渡、交換、貸与その他の処分を行ってはならない。

（交付決定の取り消し及び補助金の返還）

第 11 条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めたと

きは、補助金の交付決定の全部若しくは、一部を取り消し、かつ、既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(協力)

第12条 市長は、補助対象者に対して、次に掲げる事項について協力を求めることができる。

(1) 家庭における省エネルギー活動の実践

(2) 地球温暖化対策等に関するアンケート

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。